

第 4 条(紹介手数料の返還)

新規採用者が入職後、明らかに対象者本人の責により解雇され、又は自己都合により、入職後 90 日未満で退職した場合、乙は甲より受領した紹介手数料のうち、次の各号の金額を甲に返還するものとする。また甲は、新規採用者の退職から 1 ヶ月以内に退職した旨を乙に伝えなければならず、新規採用者の退職から 1 ヶ月を超えた後に、乙が連絡を受けた場合、本条の返金は行わないものとする。

- (1) 入職日から 30 日未満の在籍で退職した場合、当該紹介手数料の 80%及びこれに係る消費税相当額
- (2) 入職日から 31 日以上、60 日未満の在籍で退職した場合当該紹介手数料の 50%及びこれに係る消費税相当額
- (3) 入職日から 61 日以上、90 日未満の在籍で退職した場合当該紹介手数料の 10%及びこれに係る消費税相当額

2 前項に関わらず、次の各号に該当する退職の場合には、紹介手数料の返還は行わないものとする。

- (1) 新規採用者の死亡など不測の事態が発生した場合
- (2) 甲の新規採用者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と異なることに起因する場合
- (3) 甲の責による解雇、甲に起因する退職の場合

第 5 条 (甲の通知・協力義務)

甲は、採用するか否かを決定した場合、乙を通じて当該求職者に対して直ちにその旨を通知しなければならない。なお、採用することが決定した場合において、求人票において予め明示された労働条件から変更(特定、削除又は追加も含む)した労働条件によって採用しようとするときには、甲は、当該変更内容について、乙に通知したうえで、自らの責任において速やかに求職者に明示しなければならない。

2 甲は、自己の求める求人像の特定に関して乙に協力するものとし、乙の請求に応じて、求人案件の内容に関する報告や会社案内等の資料提供を行わなければならない。

3 甲は、乙が求職者を紹介した後に、当該求職者について他の手段により応募があった場合には、乙の紹介を優先して取り扱わなければならない。

4 甲は乙から紹介された求職者が他企業の求人に応募する可能性があることをあらかじめ承認する。

5 甲は、求職者が在職している企業又は在職していた企業に連絡をしてはならない。

但し甲が乙を通じて 求職者の承認を得た場合は、この限りでない。

6 甲は、新規採用者の内定を取り消す場合、乙に通知の上、すべての自己の責任において新規採用者との間に 発生する紛争を処理する。また紹介料に関しては理論年収を元に通常紹介料を支払うものとする。

7 本契約に基づき乙が甲に対して紹介した人材を、紹介日から 1 年が経過する日までの期間に、甲が採用した場合(他の紹介会社を経由したもの・非常勤から正職員に採用したものを含む)、乙が甲に対し本サービスを履行したものとし、本契約が解約・解除・終了した後